

(公的年金)：成立した年金制度改革が将来の年金額に与える影響

2025年6月に成立した改正を反映した政府の試算を見ると、厚生年金の適用拡大によって、女性を中心に低額受給者が減少する傾向が見られる。男性では、標準報酬月額の上限の引上げによって、高額受給者が増加する傾向も見られる。しかし、いずれの効果も小幅にとどまる。

2025年6月に年金制度改革法が成立した。衆議院では与党と立憲民主党の合意に基づいて法案が修正され、次に作成される将来見通しの結果によっては、基礎年金（1階部分）と厚生年金（2階部分）の給付調整を同時に終了させる仕組みを導入することが、改正法の附則に追加された。しかし、それ以外の部分は閣議決定された法案どおりに成立したため、実施が明確な見直しの影響は、国会審議にあたって2025年5月に公表された将来見通しで確認できる。

今回の改正で実施される主な見直しは、(1)厚生年金の適用拡大、(2)在職老齢年金の減額対象者の縮小、(3)標準報酬月額の上限の引上げ、(4)遺族厚生年金の男女差解消、(5)厚生年金の給付調整(マクロ経済スライド)の緩和した上での継続、である。これらを反映した改正後の将来見通しを改正前の将来見通しと比べると、基礎年金（1階部分）では、経済前提が成長型経済と過去30年投影のいずれでも、給付調整の停止年度が早まり、給付調整停止後の給付水準の目減り割合が縮小する(図表1)。他方で、改正後の将来見通しは、今回の改正のうち厚生年金の適用拡大のみを反映した将来見通し(図表1の[拡大のみ])ⁱと、ほぼ同じになっている。このことから、前述した改正の影響の大半は、適用拡大によるものと考えられる。

厚生年金（2階部分）については、成長型経済(実質1%成長)で給付調整の停止年度が2030年度となっているのは、今回の改正で2030年度までは給付調整を緩和した上で継続することとした影響と考えられる。過去30年投影(実質ゼロ成長)では給付調整の停止年度が2031年度に伸びているが、このうち2028年度までの伸びは[拡大のみ]で確認できる厚生年金の適用拡大の影響であり、それ以上の伸びは前述した他の改正の影響と考えられるⁱⁱ。

図表1：年金制度全体への影響

経済前提 給付部分	成長型経済(実質1%成長)		過去30年投影(実質ゼロ成長)	
	基礎年金(1階)	厚生年金(2階)	基礎年金(1階)	厚生年金(2階)
給付調整(マクロ経済スライド)の停止年度				
改正前	2037年度	調整不要	2057年度	2026年度
改正後	2034年度	2030年度	2052年度	2031年度
[拡大のみ]	2034年度	調整不要	2052年度	2028年度
給付調整停止後の給付水準の目減り割合(現役賃金比)				
改正前	-10%	0%	-30%	-0%
改正後	-5%	-1%	-25%	-1%
[拡大のみ]	-5%	0%	-25%	-1%

(注1) 過去30年投影の改正後の停止年度の2階部分は、下記資料の注記を反映した。

(資料) 厚生労働省「財政検証結果」「オプション試算結果」「制度改革案を反映した試算結果」。

ⁱ 厳密には、[拡大のみ]は2024年7月に公表されたオプション試算の1つであり、パート労働者の企業規模要件の拡大の施行時期や個人事業所の業種要件撤廃の配慮措置などの点で、成立した改正とは異なる。

ⁱⁱ 改正後では、[拡大のみ]と比べて、給付調整の停止年度が伸びているにもかかわらず給付水準の将来的な目減り割合が同程度なのは、今回の改正で2030年度までは給付調整が緩和されるためだと考えられる。

年金制度全体への影響は以上のとおりだが、厚生年金の適用拡大などは該当する個人の年金額に直接的な影響を与える。影響は個人によって異なるが、政府が公表している年金額の分布推計を見ると、影響の傾向を概観できるⁱⁱⁱ（ただし、在職老齢年金の改正は反映されていない）。

65歳時点の年金月額が10万円未満となる比率を見ると（図表2上段）、将来に受給する世代では改正前よりも改正後で低く、その傾向は女性で強い。これには、(1)年金額が少ない場合には厚生年金が低額で年金額に占める基礎年金の割合が大きい場合が多いため、年金制度全体で生じる基礎年金の目減り度合いが縮小する影響が現れやすい、(2)女性は男性と比べてパート労働者の期間が長い傾向があるため、厚生年金の適用拡大によって厚生年金の加入期間が増えて厚生年金額が増える影響が現れやすい、という理由が考えられる。これらは、改正後の比率が図表2の「拡大のみ」と概ね同じになっている点で、確認できる。

65歳時点の年金月額が20万円以上となる比率を見ると（図表2下段）、将来に受給する男性で、改正前よりも改正後で高い傾向が見られる。改正後の比率は「拡大のみ」よりも高いことから、この傾向は標準報酬月額の上限が引き上げられる影響だと考えられる。この点は、改正前の上限に該当する割合が、女性では2%なのに対して男性では10%であることから裏付けられる。

図表2: 個人の65歳時点の年金額への影響

2024年度の年齢		65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳	35歳	30歳	25歳	20歳
<月額10万円未満の比率>											
男性	改正前	20%	21%	22%	21%	21%	20%	17%	15%	14%	13%
	改正後	20%	21%	22%	21%	21%	20%	17%	14%	13%	12%
	[拡大のみ]	20%	21%	22%	21%	21%	20%	17%	14%	13%	12%
女性	改正前	67%	63%	61%	57%	56%	53%	50%	45%	39%	36%
	改正後	67%	63%	60%	57%	55%	53%	48%	40%	34%	30%
	[拡大のみ]	67%	64%	60%	57%	55%	53%	48%	40%	33%	29%
<月額20万円以上の比率>											
男性	改正前	18%	16%	12%	10%	9%	9%	10%	11%	14%	17%
	改正後	18%	15%	12%	11%	11%	11%	12%	15%	17%	20%
	[拡大のみ]	18%	15%	12%	10%	9%	9%	10%	13%	16%	19%
女性	改正前	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	2%
	改正後	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%
	[拡大のみ]	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	3%

- (注1) 年金額の計算式に男女差はないが、厚生年金の加入期間やその期間の給与などによって差が生じる。
 (注2) 比率の基準となる年金額は、物価上昇率で2024年度価格に換算した65歳時点の値。在職老齢年金を考慮しない年金額になっているため、在職老齢年金の改正は反映されていない。
 (注3) 経済前提は過去30年投影ケース。[拡大のみ]は図表1の[拡大のみ]と同じ前提での推計結果。
 (資料) 厚生労働省「財政検証関連資料2 一年金額の分布推計」「制度改正案を反映した試算結果」。

このような傾向が見られるものの、今回の改正の効果は小幅で、効果が現れるのは将来になる。次の改正に向けて、改正法の附則に盛り込まれた、基礎年金の算定対象期間の延長や基礎年金と厚生年金の給付調整を同時に終了させる仕組みなどの検討を、着実に進める必要がある。

(中嶋 邦夫)

ⁱⁱⁱ 改正の影響を把握するには、同じ世代や性別で改正前と改正後と比較する必要がある。65歳時点の年金額（名目額）は物価上昇率よりも高い賃金上昇率に連動して毎年度改定されるため、物価上昇率で現在価値に換算しても、将来の年金額ほど増える仕組みになっている。